

手 続 省 略 申 出 書

年 月 日

群馬県知事 あて

協議者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第30条第1項の規定により、次のとおり手続一部の省略を申し出ます。

事前協議の内容	
事前協議書の提出年月日	年 月 日
廃棄物処理施設等の設置場所	
適用条項及び理由	<p><input type="checkbox"/>第1号 廃棄物処理施設等の種類及び処理する廃棄物等の種類等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物の減量化及び循環型社会づくり又は汚染土壌の適正処理に対する有効性が高いと認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第2号 廃棄物処理施設等の設置等の場所の周辺地域及び廃棄物処理施設等の設置等の形態等から、周辺地域の生活環境への影響の程度が低く、かつ、廃棄物等の適正処理を推進するために必要な廃棄物処理施設等の整備に寄与すると認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/>第3号 廃棄物処理施設等の承継等である場合又は実証施設の設置等である場合</p> <p><input type="checkbox"/>第4号 法その他の法令等の制定又は改正により、廃棄物処理施設等の変更又は改造等が義務付けられ、かつ、緊急の対応を要する場合</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 国若しくは地方公共団体が出資する場合、又は民間の資金及び経営能力並びに技術的能力を活用することにより公共サービスを提供できるものとして知事が認めた事業の場合</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業又は群馬県環境影響評価条例第2条第4項に規定する対象事業の場合</p>
※事務処理欄	